

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から有効の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中にお送りします

現在、7月31日までの暫定的な運用として、後期高齢者医療制度に加入されている方には、マイナ保険証（保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）の登録状況に関わらず、被保険者全員に資格確認書を交付していますが、8月1日以降については、マイナ保険証利用促進の観点から、被保険者の年齢やマイナ保険証の登録状況により、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付する運用となります。

84歳以下の方

85歳以上の方

マイナ保険証を持っている

はい

いいえ

「資格情報のお知らせ」を特定記録でお届けします

「資格確認書」を簡易書留でお届けします

○医療機関を受診する際は、「マイナ保険証」を提示してください。なお、「マイナ保険証」の読み取りができないなど例外的な場合は、あわせて「資格情報のお知らせ」を提示してください。

(注)「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。

○次のいずれかに該当する方は、申請することで資格確認書を交付します。必要な方は申請してください。

- ・マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証での受診が困難などの理由のある方(要配慮者)
- ・マイナンバーカードを更新中、または紛失・破損し一時的に使用できない方 など

○医療機関を受診する際は、「資格確認書」を提示してください。

後期高齢者医療資格確認書	有効期限	令和9年7月31日
被保険者番号	01234567	
氏名	広城 太郎	性別 男
生年月日	昭和26年5月1日	
資格取得年月日	令和8年5月1日	
交付年月日	令和8年8月1日	
負担割合・有効期日	1割	
	令和8年8月1日	
医療区分・有効期日	区分II	
	令和8年8月1日	
高齢入院区分	区分A	令和8年8月1日
特定医療区分・有効期日	区分A	令和8年8月1日
保険者番号	3 9 2 5 2 0 1 0	
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合 「山折り(表裏)」	
住所	大津市京町4丁目3番28号	
氏名	コワイキ タロウ 広城 太郎	
被保険者番号	01234567	
一部負担金割合	1割	
有効期限	令和9年7月31日	

資格確認書のイメージ(薄みどり色)

後期高齢者医療資格情報のお知らせ	
令和8年8月1日発行 滋賀県後期高齢者医療広域連合 保険者番号 39252010	
被保険者番号	01234567
氏名	広城 太郎
負担割合	1割(令和8年12月31日までは3割)
有効期限	令和9年7月31日
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です	

令和8年度の保険料の額を7月中にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和8年度の1年間の保険料の額や支払方法についての通知書を7月中に送付します。なお、令和8年度より子ども・子育て支援金制度が開始されるため、従来の保険料(医療分)に加えて、子ども・子育て支援金分の保険料もご負担いただきます。

●保険料の計算のもとになるのは

令和8年度の保険料は、令和7年中の所得にもとづいて計算されます。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている方は、その金額を年金から天引きによりお支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されている方は、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

問

住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

介護保険負担割合証を送付しました

6月下旬に、要介護（要支援）認定を受けている方全員へ「介護保険負担割合証」を送付しました。

介護保険負担割合証には、介護保険のサービスを利用した際の利用者負担の割合が記載されています。

利用者負担は、1割、2割または3割です（一定以上の所得のある方は、2割または3割負担となります）。お手元に届きましたら、負担割合や適用期間など記載事項をご確認ください。

介護サービスの事業者は、この介護保険負担割合証をもとに、利用者の負担割合を確認されますので、介護サービスを利用するときには、必ずサービス事業者にご提示ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日	令和8年XX月XX日
番号	0123456789
被保険者住所	滋賀県蒲生郡日野町〇〇XX番地
フリガナ	ヒノ タロウ
氏名	日野 太郎
生年月日	昭和XX年XX月XX日
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 令和8年8月1日 終了年月日 令和9年7月31日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 5 3 8 3 1 日野町 公印

負担割合証のイメージ（薄みどり色）

「ご自身の負担割合（1割、2割または3割）が記載されています。」

問

長寿福祉課
高齢者福祉介護担当
☎0748-5216501

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合は

ご相談ください

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 保険料申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

② 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

また、令和7年度に保険料の全額免除または納付猶予された方で、申請時に翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、

申請手続きが不要です。（退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です。）

③ 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

※各種申請の手続きは申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できます。

※手続きには、マイナンバーのわかるものまたは基礎年金番号のわかるものをご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

問

草津年金事務所 国民年金課
☎077-56712220
住民課 保険年金担当
☎0748-5216584